

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 外58名

被告 沼津市長 頼重秀一

証拠説明書 (13)

令和7年1月30日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊 之
同 弁護士 石 井 光 太
同 弁護士 近 藤 麻 衣

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲71 の1	メール (写し)	平成27年9 月1日	不明	本件新中間施設について、静岡県が本来静岡県環境影響評価条例の対象にあたる事業にも関わらず、従前の処理能力より減少することを理由に対象外とすると回答したこと等。
甲71 の2	メール (写し)	平成27年9 月10日	静岡県くらし・環境部 環境局生活 環境課長市 川加代子	同上
甲71 の3	メール (写し)	平成27年9 月11日	静岡県 廃 棄物リサイ クル課一般 廃棄物班片 山	同上
甲71 の4	沼津アセス質問回答270911 (写し)	平成27年9 月11日	静岡県	同上(甲71の3のメール添付の書面の内容)

甲 71 の 5	メール (写し)	平成 27 年 9 月 11 日	静岡県生活 環境課堀田 暁範	同上
甲 72 の 1	メール (写し)	令和 4 年 1 月 12 日	沼津市生活 環境部新中 間処理施設 整備室室伏 潤	本件新中間施設につい て、静岡県が沼津市に対 し、本来静岡県環境影響 評価条例の対象にあたる 事業にも関わらず、従前 の処理能力より減少する こと及び現施設の隣接地 への建設は新設（建設） ではなく変更であることを 理由に対象外とすると 回答したこと等。
甲 72 の 2	沼津市新中間処理施設整備基 本設計【概要版】 (写し)		沼津市	同上（甲 72 の 1 のメー ルの添付ファイル資料 1）
甲 72 の 3	配置案 (写し)		沼津市	同上（甲 72 の 1 のメー ルの添付ファイル資料 2）
甲 72 の 4	メール (写し)	令和 4 年 1 月 13 日	静岡県くら し・環境部 環境局 廃 棄物リサイ クル課眞田	同上
甲 72 の 5	沼津市新中間処理施設整備基 本計画の見直し等について (写し)		沼津市	同上（甲 72 の 4 の添付 ファイル報告事項 2 資 料）
甲 72 の 6	メール (写し)	令和 4 年 1 月 20 日	静岡県くら し・環境部 環境局生活 環境課 諸 橋良	同上
甲 73	沼津市ごみ焼却施設の建替え に係る条例アセス（1） （2） (写し)		静岡県	同上

甲 74	起案 (条例の解釈) (写し)	令和 4 年 1 月 20 日	静岡県くらし・環境部 環境局生活 環境課 諸 橋良	同上
甲 75	沼津市ごみ焼却施設の建替え に係る条例アセスの要否につ いて (写し)	令和 4 年 1 月	静岡県	同上